

令和3年度

第1回 石狩市社会教育委員の会議
(書面会議)

令和3年5月31日(月)～6月7日(月)

—会議次第—

1 議事

(1) 令和3年度石狩市芸術文化振興奨励補助金交付対象事業について

石狩市教育委員会

議事 令和３年度石狩市芸術文化振興奨励補助金交付対象事業について

計画概要一覧

1

事業名	石狩美術協会創立 10 周年記念事業						
事業者	石狩美術協会 事務局長 福岡幸一						
内容等	【内容】 石狩市在住作家３５名（物故者３名含む、油彩・水彩・版画・彫刻・工芸）による展覧会を札幌市と石狩市内で開催し、広く市民に鑑賞の機会を与える。 入場料無料 また、石狩美術協会創立１０周年記念展記念誌を５００部発刊し、作家の作品の掲載や１０年間の活動状況などを掲載し報告する。						
	【実施時期】 令和３年８月１７日～９月５日 ① 令和３年８月１７日～８月２２日 ギャラリー大通美術館展 ② 令和３年８月２９日～９月５日 アートウォーム展						
	【会場】 ①ギャラリー大通美術館（札幌市）②アートウォーム（石狩市）						
	【集客予定】 一般市民 １，３００人						
団体の活動	石狩市の美術創作活動を支援し、各自の自主的な立場を尊重し相互の親和を図り、石狩市民の文化の普及・向上の発展に寄与することを目的として、石狩市の美術創作活動（絵画、版画、彫刻、工芸、造形）をする会員によって組織され、年１回展覧会を開催している。						
	【結成】 平成２４年（２０１２年）４月１５日 【会員数】 ３２人（石狩市在住３１人、市外在住１人）						
補助対象基準	団体要件	規約・組織	○	市内団体	○	市税の滞納	無
	事業要件	芸術文化活動振興事業					
事業費	920,000円 (補助対象経費 920,000円)	内訳	会場費 130,000円 会場設営費 10,000円 宣伝費 55,000円 諸費 30,000円 記念誌 462,000円 作品写真撮影 119,000円 通信、郵送費 40,000円 講演会費 30,000円 運送費 38,500円 雑費 5,500円				
要望額	460,000円						
交付内定額（案）	303,000円						

※算出方法：予算額 500 千円を申請 2 団体の要望額で案分

議事 令和3年度石狩市芸術文化振興奨励補助金交付対象事業について

計画概要一覧

2	事業名	音楽でつながる未来 ～共生社会の実現に向けて～					
	事業者	石狩青年会議所 理事長 平塚光悦					
	内容等	【内容】 北海道発祥の新しい吹奏楽の演奏スタイル「ダンス&プレイ」通称ダンプレに取り組んでいる札幌国際情報高等学校吹奏楽部を石狩市にお招ねし、石狩市内の中学校吹奏楽部員や音楽関係団体に所属する小中学生を演奏会に招待し「ダンプレ」の魅力を伝えるとともに市民の皆様にも一般公演として公開を行います。また、「ダンプレ」に「手話」を組み込み、障がいを持つ方々にも目と心で音楽を楽しんでいただける新しい企画を盛り込むことで、学生へ手話に対する理解を図るほか、健全者と障がい者が一緒に楽しめる企画を実現することで共生社会の実現に向けた機運の醸成を図る。実施においては、コロナウィルス感染症対策のための会場換気、入場者数の調整を図るため2部（各部200名）に分けて演奏会を実施する。 小中学生無料					
		【実施時期】 令和3年7月4日（日）13時00分から16時00分まで					
		【会場】 石狩市花川北コミュニティセンター					
		【対象】 石狩市民、市内小中学生 参加予定人数400人					
	団体の活動	地域社会及び国家の発展をはかり、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的に、地域住民や団体と連携した事業や奉仕活動を通じ、会員の知識や教養の習得に資する事業を行っている。					
		【結成】 昭和58年（1983年）6月26日 【会員数】 13人（石狩市在住8人、市外在住5人）					
	補助対象基準	団体要件	規約・組織	○	市内団体	○	市税の滞納 無
		事業要件	芸術文化活動振興事業（1）				
	事業費	596,000円 (補助対象経費 596,000円)	内訳	旅費	90,000円	会場費	35,000円
				横断幕、印刷看板	36,000円	チラシ、チケット印刷費諸費	75,000円
				消耗品費	20,000円	映像撮影、編集費用	340,000円
	要望額	298,000円					
	交付内定額（案）	197,000円					

※算出方法：予算額500千円を申請2団体の要望額で案分

石狩市芸術文化振興奨励補助金交付事業一覧(2012～)

(千円)

年度		件名	団体・個人名	金額	計
西暦	和暦				
2012	平成24年	コル・ソナーレ20周年記念演奏会	コル・ソナーレ	150	485
2012	平成24年	アルバ・コラーレ30周年記念誌作成	アルバ・コラーレ	85	
2012	平成24年	アートウォームオープン10周年記念イベント「今、そして未来へ」	NPO法人アートウォーム	175	
2012	平成24年	支部創立10周年記念 吟詠・剣詩舞大会	聖月流日本吟剣詩舞道会石狩支部	75	
2013	平成25年	泉流恵千翔会 泉恵千翔 師籍30周年記念公演	泉流恵千翔会	260	260
2014	平成26年	打楽器で世界旅行&LIVE「Hello To The World」	特定非営利活動法人 アートウォーム	260	463
2014	平成26年	「書の研究」石狩市書道協会第15回記念展覧会 併設：浅野玉城の世界	「書の研究」石狩市書道協会	203	
2015	平成27年	歌一華 15周年記念の集い	カラオケ同好会 歌一華	70	480
2015	平成27年	石狩文芸同好会40周年事業	石狩文芸同好会	210	
2015	平成27年	「浜益の碑」刊行事業	石狩市郷土研究会	200	
2016	平成28年	第39回全日本おかあさんコーラス全国大会出場事業	コル・ソナーレ	180	500
2016	平成28年	中学生のための特別ジャズライブ	特定非営利活動法人 アートウォーム	320	
2017	平成29年	「暮らしに生かす食文化」～石狩の味噌づくりとうかたま～	いしかり農産物加工グループ連絡協議会	250	500
2017	平成29年	小檜山博文学を読む会15周年記念事業	小檜山博文学を読む会	130	
2017	平成29年	聖月流日本吟剣詩舞道会・石狩支部発足15周年記念大会	聖月流日本吟剣詩舞道会石狩支部	120	
2018	平成30年	寿窯創立35周年記念作品展	寿窯陶芸クラブ「陶寿会」	130	500
2018	平成30年	日本・アルゼンチン国交樹立120周年記念「ガイア・ミュージック」LIVE	特定非営利活動法人 アートウォーム	370	
2019	平成31年	北の風土を刻む 福岡幸一銅版画の世界	福岡 幸一	285	285
2020	令和2年	喜多直毅・黒田京子スペシャル・コラボ・ライブ 一心を揺さぶるヴァイオリンとピアノによる日本再生祈念コンサート	特定非営利活動法人アートウォーム	385	500
2020	令和2年	石狩市内小・中・高等学校 校歌集」発刊事業	石狩市郷土研究会 会長 村山 耀一	115	

○石狩市芸術文化振興奨励補助金交付要綱

平成9年3月31日教育長決定

[注] 平成17年から改正経過を注記した。

改正

平成11年11月1日教育長決定

平成17年3月25日教育長決定

平成19年3月30日教育長決定

平成20年3月11日教育長決定

石狩市芸術文化振興奨励補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の自主的、主体的な芸術文化活動を支援するため、予算の範囲内で石狩市芸術文化振興奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付し、石狩市における文化活動の充実及び振興を図り、もって個性豊かな地域文化の創造に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次に定める団体又は個人が行う別表に掲げる事業で、次条に定めるところにより算出した補助対象経費の額の合計が20万円以上であるもの

(1) 次に掲げる要件を満たす団体

- ア 団体の規約を有し、活動目的が明確であること。
- イ 団体の代表者が明確であること。
- ウ 自ら経理及び監査をする機構を有すること。
- エ 主として市内に居住する者で構成され、活動の拠点が市内にあること。
- オ その日常的な活動が地域の芸術文化の発展に寄与していると認められること。
- カ 現に市税を滞納していない団体であること。

(2) 次に掲げる要件を満たす個人

- ア 市内に住所を有し、現に市内に居住していること。
- イ 活動の拠点が継続的に市内にあること。
- ウ その日常的な活動が地域の芸術文化の発展に寄与していると認められること。
- エ 現に市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の算定の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する

経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 賃金
- (2) 報償費（謝礼金に限る。）
- (3) 旅費
- (4) 需用費（補助事業団体・個人の食糧費を除く。）
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 原材料費
- (9) 負担金（交流会費・懇親会費を除く。）

2 前項に掲げる経費のうち、国、北海道その他の団体が行う補助及び石狩市が行う他の補助の対象となったものは、補助対象経費から除く。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額の範囲内で必要と認められる額とする。

2 1事業当たりの補助金の額は、50万円以下とする。ただし、特に必要と認める場合には、50万円を超えて補助することができる。

（事前手続）

第5条 補助金を交付しようとするときは、芸術文化活動振興事業に係わるものにあつては、社会教育委員の会議の意見を、文化財保護・保存推進事業に係わるものにあつては文化財保護審議会の意見を、あらかじめ聴くものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 その目的に変更を来すことなく第3条第1項に掲げる各経費を20%以内の範囲で増減する場合は、石狩市補助金等交付規則（昭和63年規則第3号。以下「規則」という。）第5条第1項に定める軽微な変更として処理するものとする。

（補助金交付の制限）

第7条 補助金は、1の事業について1回に限り交付する。ただし、1の事業者については、2年続いて交付しない。

（補則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年11月1日教育長決定）

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日教育長決定）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日教育長決定）

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月11日教育長決定）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業名	事業の内容
芸術文化活動振興事業	(1) 演劇、音楽、郷土芸能、美術、文芸等の研修及び発表その他これに類する地域文化の振興に寄与すると認められる事業 (2) 文化団体等の指導者を育成する講習会その他これに類するものを開催する事業 (3) 広く市民に芸術鑑賞の機会を提供する事業 (4) 海外又は他の市町村等との文化交流を目的とする発表、公演その他これに類する事業
文化財保護・保存推進事業	(1) 文化財の保護・保存等を図ることを目的とする事業 (2) 文化財の保護・保存に係わる指導者及びボランティアを育成することを目的とする事業 (3) 文化財保護思想の普及を目的とする事業